

市役所での手続き

会津若松市役所 ☎ 0242-39-1111 (代表)

死亡届、火葬許可・斎場利用許可申請の手続き

※火葬がお済みの場合は、すでにこの手続きは完了しています。

持ち物

- 死亡届書（医師の死亡診断書又は死体検査書が添付されているもの）

受付窓口

本庁舎 1階 市民課 ☎ 0242-39-1230

期 限

死亡を知った日から 7 日以内

世帯主変更の手続き

◇ 亡くなった方が3人以上世帯の世帯主であった場合、世帯主変更届が必要です。

※単身世帯だった方又は2人世帯だった方は、この手続きは必要ありません。

持ち物

- 本人確認書類として次のものをお持ちください（AまたはBのどちらか）。
 - (A) 届出人の顔写真がついているもの… 1種類
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の官公庁発行のもの
 - (B) 届出人の顔写真がついていないもの… 2種類
健康保険証等、年金手帳等の官公庁発行のもの + 診察券、キャッシュカード等

受付窓口（次のいずれかで手続きできます）

- ・本庁舎 1階 市民課
- ・北会津支所 1階 住民グループ
- ・河東支所 1階 住民グループ
- ・各市民センター

問い合わせ先

市民課 ☎ 0242-39-1229

期 限

死亡届出後 14 日以内

印鑑登録証、住民基本台帳カード、AoIカードについて

◇ 亡くなった方がお持ちだった場合は、返却してください。

持ち物

- 印鑑登録証、住民基本台帳カード、AoIカード

問い合わせ先

市民課 ☎ 0242-39-1229

受付窓口（次のいずれかで手続きできます）

- ・本庁舎 1階 市民課
- ・北会津支所 1階 住民グループ
- ・河東支所 1階 住民グループ

期 限

すみやかに

マイナンバーカード、通知カードについて

◇ 返却の必要はありません。

今後の各種手続きにおいて個人番号が必要になる場合がありますので、

手続きが終わるまでは保管しておくことをおすすめします。

なお、亡くなった方のマイナンバーカード、通知カードの返納義務はありませんが、返納を希望される場合は、来庁される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）を持参のうえ、市民課へお越しください。

問い合わせ先

本庁舎 1階 市民課 ☎ 0242-39-1229

亡くなった方の戸籍の取得方法

◇ 市民課、または北会津支所、河東支所、各市民センターにて請求できます。

会津若松市に本籍のある戸籍と会津若松市以外の本籍地の戸籍（広域交付）とで取り扱いが異なりますのでご注意ください。

会津若松市の戸籍の場合

請求できる方

- ①亡くなった方と同じ戸籍に記載のある方
- ②直系尊属（父母等）、直系卑属（子、孫等）、配偶者
- ③第三者
- ①・②以外で、自己の権利行使、義務履行のために亡くなった方の戸籍が必要な方の場合、
請求理由を詳しく記載していただき、請求が正当であることを示す書類を提示していただきます。

持ち物

- 本人確認書類として次のものをお持ちください。
(A) または B どちらか)
 - (A) 請求者本人の顔写真入りの身分証明書・・・1種類
マイナンバーカード、運転免許証、
パスポート等の官公庁発行のもの
 - (B) 請求者本人の顔写真がないもの・・・2種類
健康保険証等、年金手帳等の官公庁発行のもの
+診察券、キャッシュカード等

会津若松市以外の戸籍の場合（広域交付）

請求できる方

- ①亡くなった方と同じ戸籍に記載のある方
- ②直系尊属（父母等）、直系卑属（子、孫等）、配偶者
- ①・②以外は本籍地のある市区町村に
お問い合わせのうえ郵便等によりご請求ください。

持ち物

- 本人確認書類として次のものをお持ちください。
(A) 請求者本人の顔写真入りの身分証明書・・・1種類
マイナンバーカード、運転免許証、
パスポート等の官公庁発行のもの
※ (A) をお持ちでない方は、
広域交付をご利用いただけません。
本籍地のある市区町村にお問い合わせのうえ
郵便等によりご請求ください。

受付窓口（次のいずれかで手続きできます）

- ・本庁舎 1階 市民課
- ・北会津支所 1階 住民グループ
- ・河東支所 1階 住民グループ
- ・各市民センター

問い合わせ先

市民課 ☎ 0242-39-1229

国民健康保険の手続き

- ◇ 亡くなった方が国民健康保険に加入していた場合は、保険証等を返還してください。
- ◇ 喪主（葬祭執行者）の方は、葬祭費の申請ができます。
- ◇ 亡くなった方が世帯主で、同じ世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合は、保険証等の世帯主欄の変更が必要です。

持ち物

- 亡くなった方の国民健康保険証または国民健康保険資格確認書
- 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）
- 同じ世帯の方の国民健康保険証または国民健康保険資格確認書（世帯主変更の場合のみ）
- 喪主（葬祭執行者）であることが確認できるもの（会葬礼状、葬儀の日程表等）
- 喪主（葬祭執行者）の預金通帳（写し可）
- 喪主（葬祭執行者）の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等 ※代理申請の場合は写し可）
- [代理人が手続きする場合] 上記に加え、代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

受付窓口（次のいずれかで手続きできます）

- ・本庁舎 1階 国保年金課
- ・北会津支所 1階 住民グループ
- ・河東支所 1階 住民グループ

問い合わせ先

国保年金課 ☎ 0242-39-1244

期限

【保険証等の返還・世帯主変更】すみやかにお手続きください。

【葬祭費の支給申請】葬祭を行った日の翌日から2年以内

後期高齢者医療制度の手続き

- ◇ 亡くなった方が後期高齢者医療制度に加入していた場合は、保険証等を返還してください。
- ◇ 喪主（葬祭執行者）の方は、葬祭費の申請ができます。
- ◇ 葬祭費の申請の際に、あわせて「申立・誓約書」の届出をお願いします。
※届出によって、高額療養費等の給付があった場合に受け取ることができます。

持ち物

- 亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証または後期高齢者医療資格確認書
- 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）
- 喪主（葬祭執行者）であることが確認できるもの（会葬礼状、葬儀の日程表等）
- 喪主（葬祭執行者）の預金通帳（写し可）
- 喪主（葬祭執行者）の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等 ※代理申請の場合は写し可）
- 法定相続人（配偶者、子、両親等）の預金通帳（写し可）
- [代理人が手続きする場合] 上記に加え、代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

受付窓口（次のいずれかで手続きできます）

- ・本庁舎 1階 国保年金課
- ・北会津支所 1階 住民グループ
- ・河東支所 1階 住民グループ

問い合わせ先

国保年金課 ☎ 0242-39-1244

期限

【保険証等の返還】すみやかにお手続きください。

【葬祭費の支給申請】葬祭を行った日の翌日から2年以内

公的年金関係の手続き①

◇ 未支給年金の請求

公的年金は、日本年金機構や各共済組合から後払いで支給されていて、受給権は死亡当月まで続きます。受給者が亡くなり受けとれなかった支払月分を未支給年金といいます。

年金受給者が死亡した当時に生計同一であった一定の要件を満たすご遺族は、この未支給年金を請求することができます。

(3親等以内で生計同一のご遺族に限ります。また、請求することができる方には、優先順位があります。)

持ち物

- 下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

亡くなった方が受給されていた年金の内容によって請求先が変わります。

不明な点があればお問い合わせください。

国保年金課 ☎0242-39-1249

会津若松年金事務所（市内追手町5-16）

☎ 0570-05-4890（予約受付専用）

※混雑しているときは、☎ 0242-27-5321（直通）でも受付可能です。

※ご遺族が市外にお住いの場合は、お近くの年金事務所でも手続きができます。

期 限

- すみやかにお問い合わせください。

その他

上記窓口へお問い合わせの際は、亡くなった方の基礎年金番号がわかるもの（年金証書等）をあらかじめお手元にご用意願います。

公的年金関係の手続き②

◇ 遺族厚生年金の請求

厚生年金の受給者・被保険者であった方が、一定の要件を満たして亡くなったとき、その方に生計維持されていた一定の要件を満たすご遺族の方が受給できます。

持ち物

- 下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口（予約制です）

会津若松年金事務所（市内追手町5-16）

☎ 0570-05-4890（予約受付専用）

※混雑しているときは、☎ 0242-27-5321（直通）でも受付可能です。

※ご遺族が市外にお住いの場合は、お近くの年金事務所でも手続きができます。

期 限

- すみやかに年金事務所にお問い合わせください。

その他

上記窓口へお問い合わせの際は、亡くなった方の基礎年金番号がわかるもの（年金証書等）をあらかじめお手元にご用意願います。

公的年金関係の手続き③

◇ 寡婦年金、死亡一時金、遺族基礎年金の請求

◆ 寡婦年金

国民年金の第1号被保険者（20～59歳で国内在住の自営業者・学生等）・任意加入被保険者として国民年金保険料を納めた期間（免除期間含む）が原則10年以上あり、かつ老齢基礎年金等を受けていない夫が亡くなったとき、婚姻期間10年以上で夫に生計維持されていた一定の要件を満たす妻が60～65歳の間に受給できる年金です。

◆ 死亡一時金

国民年金の第1号被保険者（20～59歳で国内在住の自営業者・学生等）・任意加入被保険者として国民年金保険料を納めた月数が原則36月以上ある方が、老齢基礎年金を受けることなく亡くなったとき、その方と生計を同じくしていた一定の要件を満たすご遺族（3親等以内で生計同一のご遺族に限ります。また、請求順位があります。）が受け取ることができる一時金です。寡婦年金が受けられるときは、どちらか一方の選択となります。

◆ 遺族基礎年金

国民年金の受給者・被保険者、または被保険者であった期間がある方で、一定の要件を満たしている方が亡くなったとき、その方によって生計維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子（障がいのある子の場合は20歳未満）がいる配偶者」または「当該年齢にある子」が受給できる年金です。遺族基礎年金を受給できる場合、寡婦年金や死亡一時金は受給できません。

持ち物

- 請求する年金・一時金の種類によって異なりますので、下記受付窓口までお問い合わせください。

受付窓口

本庁舎 1階 国保年金課 ☎ 0242-39-1249

※状況に応じて、年金事務所でのお手続きをご案内する場合もあります。

期 限

すみやかに受付窓口までお問い合わせください。

memo

介護保険の手続き

- ◇ 亡くなった方が65歳以上または要介護認定を受けていた場合は、介護保険被保険者証などの返還が必要です。
- ◇ 高額介護サービス費を受給していて、振込先が亡くなった方の口座の場合は、振込先の変更手続きが必要です。
- ◇ 市外の住所地特例対象施設に入所していた被保険者が亡くなった場合は、資格喪失の手続きが必要です。

持ち物

亡くなった方の

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証（お持ちの方のみ）
- 介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ）

【以下は高額介護サービス費を受給していた方の場合のみ持参ください】

- 法定相続人（配偶者、子、両親等）の印鑑と預金通帳
- 法定相続人（配偶者、子、両親等）の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

受付窓口（次のいずれかで手続きできます）

- ・本庁舎 2階 高齢福祉課
- ・北会津支所 1階 住民グループ
- ・河東支所 1階 住民グループ

問い合わせ先

高齢福祉課 ☎ 0242-39-1247

期 限

すみやかにお手続きください。

memo

児童手当の手続き

- ◆ 亡くなった方が児童手当を受給していた場合、受給者変更の手続きが必要です。
また、未払の児童手当がある場合、未払児童手当の請求手続きが必要です。
- ◆ 亡くなった方が支給対象の児童であった場合、手続きが必要です。

持ち物

【受給者変更手続き】

- 新たに請求者になる方の振込先口座がわかるもの
- 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

【未払児童手当請求手続き】

- 養育者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- 対象児童の振込先口座がわかるもの

【額改定または資格消滅手続き】

- 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

受付窓口（次のいずれかで手続きできます）

- ・本庁舎 2階 こども家庭課
- ・北会津支所 1階 住民グループ
- ・河東支所 1階 住民グループ

問い合わせ先

こども家庭課 ☎ 0242-39-1243

期 限

亡くなった日の翌日から15日以内（受給できない月が発生しないための期限）

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手続き

- ◆ 亡くなった方が児童扶養手当や特別児童扶養手当を受給していた場合、手続きが必要です。
- ◆ 亡くなった方が支給対象の児童であった場合、手続きが必要です。

持ち物

- 個々の状況に応じて手続きが異なってくるため、詳しくは、下記受付窓口のこども家庭課までお問い合わせください。

受付窓口

- ・本庁舎 2階 こども家庭課

問い合わせ先

こども家庭課 ☎ 0242-39-1243

期 限

亡くなった日から14日以内

ひとり親家庭医療費助成の手続き

- ◇ 亡くなった方がひとり親家庭医療費助成を受給されていた場合は、資格者証の返還等手続きが必要です。

持ち物

- ひとり親家庭医療費受給資格者証

受付窓口

- ・本庁舎 2階 こども家庭課

問い合わせ先

こども家庭課 ☎ 0242-39-1243

期 限

すみやかにお手続きください。

子ども医療費受給資格証の手続き

- ◇ 亡くなった方が被保険者であった場合、被保険者、マイナ保険証等、口座等の変更手続きが必要です。
- ◇ 亡くなった方が対象児童であった場合、資格証返還の手続きが必要です。

持ち物

- 子ども医療費受給資格証
- 新たに交付された児童のマイナ保険証等（亡くなった方が被保険者であった場合のみ）
- 新たに被保険者になる方の口座がわかるもの（亡くなった方が被保険者であった場合のみ）

受付窓口（次のいずれかで手続きできます）

- ・本庁舎 2階 こども家庭課
- ・北会津支所 1階 住民グループ
- ・河東支所 1階 住民グループ

問い合わせ先

こども家庭課 ☎ 0242-39-1243

期 限

すみやかにお手続きください。

障害児福祉手当を受給されていた方

◇ 亡くなった方が障害児福祉手当を受給していた児童の場合、手続きが必要となります。

持ち物

- 個々の状況によって異なりますので、下記受付窓口までお問い合わせください。

受付窓口

- 本庁舎 2階 こども家庭課 ☎ 0242-23-4545

期 限

亡くなった日から14日以内

市税等の口座振替廃止・変更手続き

◇ 亡くなった方の口座を市税等の口座振替に登録していた場合、廃止手続きが必要です。また、別口座に変更手続きができます。

◆ 亡くなった方の口座振替を廃止して納付書で納付される方

- 亡くなった方の口座のある金融機関にて、口座振替の廃止の手続きを行ってください。
(口座振替の廃止の手続きは市役所納税課の窓口でも可能です。)
- 後日、ご遺族の方等に納付書が送付されます。

◆ 別口座に登録口座を変更される方

- 亡くなった方の口座のある金融機関にて、口座振替の廃止の手続きを行ってください。
(口座振替の廃止の手続きは市役所納税課の窓口でも可能です。)
- 新たに登録したい口座のある金融機関にて口座振替の変更の手続きを行ってください。

持ち物

- 廃止・登録したい口座の預金通帳および口座届出印
- 納税通知書または口座振替不能通知書等（お問い合わせ番号・整理番号がわかるもの）

問い合わせ先

- 本庁舎 3階 納税課 ☎ 0242-39-1233
- 市内の金融機関

期 限

すみやかにお手続きください。

原付バイク、小型特殊（コンバイン等）の手続き

- ◇ 亡くなった方が原付バイクや小型特殊（コンバイン等）を所有していた場合は、廃車や名義変更に際して手続きが必要になります。

持ち物

- 下記受付窓口の税務課までお問い合わせください。

受付窓口（次のいずれかで手続きできます）

- ・本庁舎 3階 税務課 諸税グループ
- ・北会津支所 1階 住民グループ
- ・河東支所 1階 住民グループ

問い合わせ先

税務課 ☎ 0242-39-1222

期 限

- 【名義変更】亡くなった日から15日以内
 【廃車・譲渡】亡くなった日から30日以内

市・県民税の手続き

- ◇ 市・県民税が課税されていた方が亡くなった場合、相続人代表者指定届の提出が必要になります。

持ち物

- 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

受付窓口

- ・本庁舎 3階 税務課 市民税グループ ☎ 0242-39-1223

期 限

すみやかにお手続きください。

memo

土地・家屋の手続き

- ◇ 亡くなった方が土地・家屋を所有していた場合は、現所有者の申告手続きが必要になります。

持ち物

- 下記受付窓口までお問い合わせください

受付窓口

- ・ 本庁舎 3階 税務課 家屋・償却資産グループ ☎ 0242-39-1225

期 限

現所有者であることを知った日の翌日から 3 か月以内

その他

土地・家屋の相続登記については、下記にお問い合わせください。
福島地方法務局若松支局 ☎ 0242-27-1498

道路、法定外公共物（水路等）の占用許可・使用許可

- ◇ 亡くなった方が道路占用をしていたり、法定外公共物（水路等）を使用していた場合は、変更手続きが必要です。

持ち物

- 下記の受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

- ・ 栄町第一庁舎 3階 開発管理課 路政グループ ☎ 0242-39-1266

期 限

すみやかに（おおむね 2 週間以内）

memo

山林に関する手続き

- ◆ 亡くなった方が山林を所有していた場合は、森林の土地の所有者届の提出が必要になります。
市役所での手続きは、法務局での相続手続きが済んでからになります。

持ち物

- 登記事項証明書（登記完了証でも可）
 - 山林の位置がわかる地図（公図でなくて結構です。なお、山林の地図の準備が難しいときは、手続きの際に農林課へお申し出ください。）

受付窓口

・本庁舎 5階 農林課 ☎ 0242-39-1254

期限

山林の所有者となった日から、90日以内

memo

農地に関する手続き

- ◇ 亡くなった方が農地を所有していた場合は、届出が必要です。
市役所への届出は、法務局での相続登記が済んでからになります。

持ち物

- 登記完了証
- 登記識別情報通知
※法務局へ電子申請した場合は「登記完了証」のみ。

受付窓口

・本庁舎 5階 農業委員会事務局 ☎ 0242-39-1351

期 限

相続登記完了後、すみやかにお手続きください。

農業者年金の手続き

- ◇ 亡くなった方が農業者年金を受給していた場合は、届出が必要です。

持ち物

- 農業者年金証書
- 亡くなった日と請求する方との続柄がわかる除籍や戸籍の全部事項証明書（謄本）
- 未支給年金を請求する方の名義の通帳
※未支給年金は、亡くなった方と生計を同じくしていた、
配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順で請求できます。

受付窓口

・最寄りの会津よつば農業協同組合各支店

問い合わせ先

農業委員会事務局 ☎ 0242-39-1351

期 限

すみやかにお手続きください。